

訪問看護ご利用費（介護保険）

R6年改正

- ◇自己負担は総費用の1割～3割
- ◇支給限度基準単位数を超える場合は10割負担

◆看護師・准看護師による訪問看護◆

・介護訪問看護費

	看護師	准看護師
20分未満	314単位	283単位
30分未満	471単位	424単位
30分以上1時間未満	823単位	741単位
1時間以上1時間半未満	1,128単位	1,015単位

・介護予防訪問看護費

	看護師	准看護師
20分未満	303単位	273単位
30分未満	451単位	406単位
30分以上1時間未満	794単位	715単位
1時間以上1時間半未満	1,090単位	981単位

◆理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護◆

	1回あたり （※20分）	1日に2回を超えて 行う場合
介護訪問看護費	294単位	265単位
予防訪問看護費	284単位	142単位

※理学療法士等による訪問看護は、1回あたり20分以上で週6回を限度とし、1日に2回を超えて実施する場合は所定単位数の90%を算定する。（予防の場合は50%を算定する）

※介護予防リハビリを提供し前年度の訪問回数が看護職員よりハ職の場合は-8単位/1回で算定

※利用開始日の属する月から起算し、12か月を超えた期間に介護予防リハビリを提供した場合は更に-15単位/回で算定

◆初回訪問時にかかる金額◆

退院日に訪問看護を行った場合	（Ⅰ） 350単位
退院日の翌日以降に訪問看護を行った場合	（Ⅱ） 300単位

◆1回にかかる金額◆

サービス提供体制加算 ※1回あたり	6単位
----------------------	-----

◆月に1回かかる金額◆

緊急時訪問看護加算	600単位
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位 ※介護予防除く

特別管理加算	
在宅麻薬等注射管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理をうけている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	（Ⅰ） 500単位
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、 在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者	（Ⅱ） 250単位
人口肛門、人口膀胱を設置している者	
真皮を超える褥瘡の状態	
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	

◆時間外の訪問にかかる金額◆

【早朝・夜間加算】	6 : 00～8 : 00 ／ 18 : 00～22 : 00	25%加算
【深夜加算】	22 : 00～6 : 00	50%加算